

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 NTTドコモビジネス株式会社(以下「当社」といいます。)は、Managed SDx利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これにより Managed SDx(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

本規約は共通編、および、個別のサービスメニューについて定める別冊から成り立ちます。別冊において、補足、別記、料金表及び別紙がある場合には、それらも本規約に含まれます。なお、本規約の共通と別冊の内容に矛盾が生じた場合、別冊の条件が優先して適用されるものとします。

2 本サービスに係る契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本サービスの内容)

第2条

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は、本規約の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、当社は、本規約を変更又は廃止する場合は、第4条に定める当社のホームページ、電子メール、その他当社が適切と判断する方法により、契約者に事前に通知を行うこととします。

(本規約の公表)

第4条 当社は、当社のホームページ(<http://www.ntt.com/tariff/comm/>)その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	企業内ネットワークで利用する機器、保守、ライセンス等を提供するサービス。 別冊に定める以下のサービスメニューを含みます。 Type-V、Type-C、Type-M Wi-Fi、Type-M VPN、Type-M スイッチ
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、第7条に定める契約者の申込および第8条に定める当社の承諾により1の本サービスに係る契約を締結します。

(本サービスの契約申込)

第7条 本サービスに係る契約の申込みをするときは本規約等に同意の上、当社の指定する方法により申込みを行っていただきます。

(本サービスの契約申込の承諾)

第8条 当社は、本サービスに係る契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。当社がその申込みを承諾する旨を申込みをした者に対して通知したことをもって、本サービスに係る契約が成立するものとします。

2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスに係る契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本サービスに係る契約の申込みをした者が、第20条(料金)に定義される料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 本サービスに係る契約の申込みをした者が本サービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 申込みの内容に虚偽の記載がなされたとき。
- (5) その他本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(本サービスの提供開始)

第9条 本サービスの提供開始に係わる条件について、別冊に該当する定めがある場合は、その定めを適用します。

(本サービスの契約内容の変更)

第10条 当社は、当社が定める方法により契約者から請求があったときは、本サービスの契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条(本サービスの契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱いま

す。

(最低利用期間)

第11条 サービスメニューの最低利用期間は、別冊に定めるところによります。別冊に定める最低利用期間内に本サービスに係わる契約の解約があった場合、その別冊の定めに基づき、解約金を支払っていただきます。

(契約の地位の承継)

第12条 相続又は法人の合併若しくは分割により本サービスに係る契約の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社の指定する方法により当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

(氏名等の変更の届出)

第13条 契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは所在地について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する書類を提示いただくことがあります。
- 3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(権利義務の譲渡)

第14条 契約者は、当社の事前の書面による同意なく、本契約に基づく契約者の権利又は義務を譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

(契約者が行う本サービスに係る契約の解除)

第15条 契約者は、本サービスに係る契約の一部又は全部を解除しようとするときは、そのことを契約解除日の30 暦日前までに当社の指定する方法により当社に通知していただきます。

- 2 前項に基づき本サービスに係る契約の解除があった場合は、これに係る全てのサービスメニューが廃止されるものとします。

(当社が行う本サービスに係る契約の解除)

第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスに係る契約一部又は全部の解除をすることがあります。

- (1) 第18条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解

消しないとき。

- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、第20条(料金)に定義される料金の支払いがないとき。
- (3) 当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 第8条(本サービスの契約申込の承諾)2項各号のいずれかに該当する申込であったことが判明したとき。
- (5) 法令等(外国法等を含みます。以下同じとします。)に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。
- (6) その他、本規約に違反したとき。

- 2 当社は、前1項の規定により、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 第1項に基づき本サービスに係わる契約の解除があった場合は、これに係わる全てのサービスメニューが廃止されるものとします。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第17条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守(計画メンテナンスを含みます。)上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
- (4) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。
- (5) 第19条(利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
- (6) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第18条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。又は支払いを怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (2) 第10条(本サービスの契約内容の変更)、第37条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

- 2 当社は、契約者が当社と当社の提供するサービスに係わる契約を締結している場合において、そのサービスに係る契約約款等の定めによりそのサービスが利用停止となるときは、本サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする

日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の制限)

- 第19条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当社が必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。
- 2 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

第4章 料金等

(料金・計算方法等)

- 第20条 本サービスの料金(以下、「料金」といいます。)及び本サービスの工事に関する費用(以下、「工事費」といいます。)は、別冊に定めるところによります。なお、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金の支払義務)

- 第21条 契約者は別冊に定める各サービスの提供により、別冊に定める料金の支払を要することとします。
- 2 利用停止又は利用中止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

- 第22条 契約者は、本サービスに係る契約の申込みに工事が含まれる場合、別冊等に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事手配の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事手配の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した部分について、要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額、はその費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(割増金)

- 第23条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

- 第24条 契約者は、料金その他の債(務延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお、支払いが

ない場合、に支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

(注)本条に規定する年当たりの割合は、間年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とします。

(料金計算方法等)

第25条 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した料金及び工事費等の額について返金しないものとします。

2 契約者は、当社が請求した料金及び工事費等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、契約者が支払いを要する料金及び工事費等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合を除き、支払いを要する料金(当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。

3 本条に加え、該当する別冊に料金計算方法等に関する定めがある場合は、その定めを適用します、

(端数処理)

第26条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の臨時減免)

第27条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

(料金等の支払方法)

第28条 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

2 料金は、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第5章 データの取扱い

(データの取扱い)

第29条 当社は、当社の設備に保存された契約者のデータ、が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

(データの利用)

第30条 当社は、当社の設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、

当社の設備に保存されたデータを確認、複写又は複製することがあります。

(データの消去)

第31条 当社は、契約者のデータが当社の定める所定の基準を超えたとき。又は第 18 条(利用停止)各号のいずれかに該当するとき。は、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除又はデータの転送を停止することがあります。

- 2 当社は、本サービスに係る契約の解除等があったときは、当社の設備に保存されているデータを削除します。
- 3 前 2 項の場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

第6章 損害賠償等

(責任の制限)

第32条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により契約者にその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害に対して責任を負うものとします。

- 2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するに係る月額料金を上限として、その責任を負うものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別冊に損害賠償の取り扱いについて別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前3項の規定は適用しないものとします。

(免責)

第33条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る一切の損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

- 2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、いかなる責任も負わないものとします。
- 3 当社は、本規約の変更等により契約者の設備等の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 4 当社は、本サービスに係る設備等の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 5 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、

自己の責任でこれを解決するものとします。

- 6 当社は、第 17 条(利用中止)、第 18 条(利用停止)、第 19 条(利用の制限)、第 35 条(本サービスの廃止)の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません
- 7 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、当社は責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
- 8 本条に加え、該当する別冊に免責に関する定めがある場合は、その定めを適用します。
- 9 本条及び別冊に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責とすることまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(非保証)

第34条 当社は、本規約において別段の定めがない限り、契約者に対して次に掲げる事項を保証するものではありません。

- (1) 契約者の設備の不具合事項の復旧等、契約者の目的に適合すること
- (2) 契約者の期待通りの品質又は効用を有すること
- (3) その作動が中断されないこと又はその作動に誤りがないこと
- (4) 本サービスの提供により契約者の設備又はこれに係るソフトウェアもしくはデータ等に悪影響を及ぼさないこと

第7章 雑則

(本サービスの廃止)

第35条 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスの一部又は全部を廃止する場合には、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

- 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

(承諾の限界)

第36条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本

規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第37条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
 - (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータを改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為をしないこと。
 - (7) 契約者が日本国法により輸出又は技術の提供を禁止されている者ではないこと。
 - (8) 本サービスを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用のために利用しないこと。
 - (9) 日本国の輸出関連法規を遵守し、本サービス(本サービスに使用されている技術を含みます。以下、本号において同じとします。)又は本サービスを利用して提供する契約者のサービスを監督官庁の許可なしに禁輸国又は貿易制裁国の企業、居住者、国民、取引禁止者若しくは取引禁止企業に対し利用させないこと。
 - (10) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (11) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。
 - 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。
 - 4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード(以下「ID 等」といいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはなりません。
 - 5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他当社が別に定める必要な措置をとる場合があります。
 - 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 7 本条に加え、該当する別冊に契約者の義務に関する定めがある場合は、その定めを適用します。

(契約者の協力事項)

第38条 当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立ち入り調査等の協力を求めることができるも

のとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 契約者による本契約の順守状況を調査、確認するために必要な場合
 - (2) 故障予防又は回復のため必要な場合
 - (3) 技術上必要な場合
 - (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
- 2 契約者は、本サービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。
 - 3 本条に加え、該当する別冊に契約者の協力事項に関する定めがある場合は、その定めを適用します。

(契約者に対する通知)

第39条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理する設備に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する当該通知が完了したものとみなします。
- 2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合であっても、契約者は、当社が前項各号の手続をもって書面による通知に代えることができることに予め同意するものとします。

(当社の知的所有権)

第40条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示する物品(本規約、各種アプリケーション、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。以下、本条において同じとします。)に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。)及び著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいいます。)、特許権、商標権、並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

- 2 契約者は前項のほか、次のとおり物品を取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等や、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
 - (5) 当社が指定する使用範囲を超えて使用しないこと。
- 3 契約者が前項の規定に違反したことにより、本サービスに係る物品等を提供する第三者が、当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、当社は、本サービスの利用を停止することがあります。また、契約者は当社が当該第三者に支払った違約金、その他の損害等について、契約者が

これを負担することに同意するものとします。

- 4 本条の規定は、本サービスに係る契約の終了後も効力を有するものとします。

(個人情報の取扱い)

第41条 別冊に別段の定めがない限り、当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報(以下本条において「個人情報」といいます。)の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。

- 2 当社は、当社が保有している個人情報について契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

(管轄裁判所)

第42条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第43条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

(第三者への委託)

第44条 契約者は、当社が本サービスを提供するに当たり、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第45条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除する

ことができます。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき ①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為 ②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為。

(3) 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

附則(令和 2 年 7 月 29 日 SS企画 00674449)

(実施期日)

1. 本規約は、令和 2 年 7 月 30 日から実施します。

附則(令和 2 年 11 月 24 日 SS企画 00714492)

(実施期日)

この改定規定は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

附則(令和 7 年 6 月 12 日 SSDS000400006167-01)

(実施期日)

この改定規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。